

現在の銚子市沖の促進区域には、基本的に海底ケーブルの敷設ルートに係る部分は含まれていないため、第3回の銚子市沖における協議会（R2.6.4開催）で、以下のように整理されました。これを踏まえ県では、公募占用計画における、ケーブル敷設の検討に当たっての基本的な留意点をまとめたので参考にしてください。

【第3回協議会での整理】

- ・海底ケーブルの敷設ルートについて、
 - ✓公募前の段階では利用が想定される電力系統が複数ある
 - ✓事業者によってケーブル敷設ルートも異なり得る
 ことから、公募終了後に選定事業者が系統連系点、地形等を勘案しつつ、関係者との協議を行った上で決定される。

- ・海底ケーブルの敷設ルートに係る区域については、
 - ①公募で事業者が選定
 - ②銚子市沖における協議会において必要な調整・協議を実施
 - ③促進区域の変更・追加等の対応を行うこと
 という手続きを経て指定されることとなっている。

名洗港港湾区域からのケーブルの陸揚げを検討する場合の留意点

- ①現在の港湾利用及び将来の港湾計画に支障を与えないよう、公募占用計画提出前に港湾管理者等の施設管理者と協議を行い、敷設方法・ルートについて了解を得ておくこと。（当該協議は、名洗港の利用に係る港湾管理者との協議と同時に行うことができます。）
 - ②既存の洋上風力発電から名洗港海浜公園側突端まで海底ケーブルが敷設されていることに注意すること。（東京電力リニューアブルパワー(株)管理）（下図参照）
 - ③自然保護法で定める特別地域からの陸揚げは景観及び管理上の観点から認められないこと。
- ※港湾区域内への敷設であれば、事業者として選定された後、銚子市沖における協議会において敷設ルートについての手続きは不要です。

（図）名洗港海浜公園の海底ケーブルの敷設位置図（留意点②関係）



名洗港港湾区域外からのケーブルの陸揚げを検討する場合の留意点

- ①自然公園法で定める特別地域からの陸揚げは景観及び管理上の観点から認められないこと。
 - ②現在の海域及び近隣区域の利用及び将来の計画に支障を与えないよう、公募占用計画提出前に関係する区域管理者及び土地所有者と協議を行い、敷設方法・ルートについて了解を得ておくこと。
(旭市沖の海域への敷設を検討する場合、地元漁協と協議の結果、使用可能になったと仮定した上で協議を行うこととなります。)
- ※促進区域外の一般海域への敷設の場合は、事業者として選定された後、地元漁協との協議が済んだ段階で、銚子市沖における協議会において、ケーブルの敷設ルートについての手続が必要となります。

名洗港港湾区域外からのケーブルの陸揚げを検討する場合の留意点

旭市沖の海域での海底ケーブル敷設の検討を行う場合は、以下の点について留意すること。

- ①促進区域を經由して旭市沖から陸揚げを検討する場合、海域は共同漁業権第60号のうち下図の「ケーブル敷設可能性検討エリア」内とし、可能な限り敷設距離を短くすること。
- ②原則、ケーブルは埋設（漁場に負荷をかけないような施工方法を採用すること）し、敷設後も漁業が可能な形とすること。
またケーブルが露出した場合は、漁業者と調整の上、可能な限り埋め戻し等の対策が必要であること。
- ③事業者選定後、敷設ルートについて、海底状況等のデータを基に地元漁協と調整を行うこと。

(図) 旭市沖の海底ケーブルの敷設可能性検討エリア (留意点①関係)

